

『関越中央病院 介護・福祉村 北原の里
定期巡回・随時対応型訪問介護看護「北原の里」』
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人関越中央病院が開設する関越中央病院 介護・福祉村 北原の里 定期巡回・随時対応型訪問介護看護「北原の里」(以下、「事業所」という。)が行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等(以下、「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、事業所のオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等及び計画作成責任者(以下「従業者」という。)が、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他、安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、指定訪問看護事業所と連携してその療養生活の支援等の適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
二 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 関越中央病院 介護・福祉村 北原の里 定期巡回・随時対応型訪問介護看護「北原の里」
- ② 所在地 群馬県高崎市北原町179-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 常勤1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成責任者 1名以上
計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等を行う。また、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用申し込みにかかる調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。
- ③ オペレーター 1名以上 (うち1名以上は常勤の看護師または介護福祉士等)
オペレーターは、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う。また、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用申し込みにかかる調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。
- ④ 定期巡回サービスを行う訪問介護員 サービスを提供するための必要数以上
定期的な巡回により、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の支援を行う。

- ⑤ 随時訪問サービスを行う訪問介護員 提供時間帯を通じて1名以上
利用者からの通報によりその者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる。
- ⑥ 事務職員 1名以上
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から日曜日まで365日とする。
- ② 営業時間 24時間
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容)

第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は次のとおりとする。

- ① 定期巡回サービス
訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話をを行う。
- ② 随時対応サービス
あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等の判断を行う。
- ③ 随時訪問サービス
随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話をを行う。
- ④ 訪問看護サービス
連携先の指定訪問看護事業所の看護師等が、定期的に又は随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づいて随時、利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

(利用料等)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割、3割の額とする。

二 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う、指定訪問介護に要した交通費は、1回につき1キロ未満200円(＋税)、以後1キロ毎に200円(＋税)を加算する額とする。

三 複写物の交付代 1枚につき10円(＋税)

四 各項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

五 経済状況等の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、変更することがある。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について変更を行う1ヵ月前までにご説明します。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、別添のとおりとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者及び利用者家族に報告しなければならない。

(合鍵の管理方法について)

第10条 事業所は、防犯上又は利用者の不意な事故を防ぐ為、合鍵の準備をお願いする場合がある。スペアキーの作成の必要がある場合は、作成費用は利用者負担となる。

- 二 合鍵の保管場所は、ご家族と相談の上自宅にキーボックス等の設置をお願いします。
- 三 自宅での管理が難しい場合は、事務所のキーボックスに保管します。その際は、合鍵の預かりの同意を鍵預書にて行います。
- 四 合鍵の紛失、盗難等の事故が起きた場合は、すみやかに対処し、ご通知いたします。
- 五 サービス終了時や返却のご要望があった場合は、すみやかに返却いたします。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族等からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- 二 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所の施設、食器その他の設備又は飲用の水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 二 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 二 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 四 事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する諸記録を整備し、介護サービス終了の日から5年間保存するものとする。
- 五 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人関越中央病院と事業所の管理者

の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2020年8月1日から施行する。

改定 2024年4月1日から施行する。

介護保険通常の事業の実施区域一覧表

(2024年4月1日)

[地域密着型サービス]

市町村名	通常の事業の実施区域 (片道8キロ以内の区域)
高崎市	足門町、井出町、後疋間町、金古町、北原町、菅谷町、塚田町、稻荷台町、中泉町、西国分町、東国分町、福島町、保渡田町、三ツ寺町、棟高町
	楽間町、行力町、沖町、我峰町、北新波町、南新波町、浜川町、菊地町、上小埜町、下小埜町、上小鳥町、築縄町、上並榎町、下小鳥町、並榎町、大八木町、小八木町、緑町、浜尻町、問屋町、飯塚町、大橋町、昭和町、末広町、飯玉町、稻荷町、天神町、日光町、正観寺町、中尾町、日高町、井野町、新保田中町、新保町、貝沢町、東貝沢町、西島町、京目町、大沢町、萩原町、上大類町
	箕郷町の一部 (柏木沢、生原、下芝、上芝、東明屋、矢原、西明屋、和田山、白川、富岡、金敷平、善地、松之原)

- 注) 1. 区域は原則として町名、区域名で表示。
2. 通常の区域境界からの距離により交通費の追加負担をいただきます。
3. 追加交通費は1回につき1^{キロ}未満200円(+税)、以後1^{キロ}毎に200円(+税)の料金を加算します。
(送迎・訪問等全て同一料金とする)